ありがとう 手づくりの〝動物乗り物〟

先日月潟の野上京子さんが「残り布で作ったものですが園児に使わせて下さい。」と保育園に動物の乗り物を四台持参して下さいました。

日常の生活は、それぞれ忙しく、手づくりの玩具等なかなか与えることのできないこの頃ですが、この心のこもった贈り物には、保母も園児も大よろこび。

いつまでも大切に使わせて頂きます。

◀僕のが一番キマッテル！

保育園に〝繭玉（マユダマ）〟のプレゼント

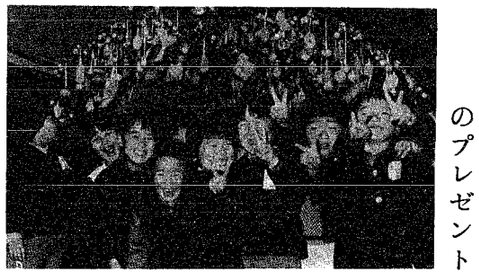

▶マユ玉ってなぁに―！

一月十四日、保育園では小正月行事の一つである〝繭玉〟を飾りました。

お兄さん、お姉さんの指導よろしく、年少組も抱っこされたり、手を取られたりして仲良くがんばりました。

見事に飾りつけられた遊戯室では、子どもたちの満足そうな顔、顔、顔。

この嬉しいプレゼントは月潟の多屋さんからのもの。ありがとうございました。

在宅高齢者に給食サービス！

本村では、在宅高齢者を対象に給食サービスを行っています。第一、第三水曜日の月二回、昼食を〝出前〟っという形をとっており、一回の出前に付き百円徴収の安い費用となっております。献立、栄養に関しても、村の栄養士がお年寄り向けにと、ガンバッテいますし、給食後には各戸を回り意見を聞き改善を図るという次第です。

現在、給食サービスは月二回ですが、軌道に乗ってくれば回数増も検討するつもりでいます。

▶いつもいつもありがとうさんです。（渡辺さんから）

児童手当

児童手当制度が次のようになります。

○受給資格者

昭和六十三年四月一日から義務教育就学前の児童を含む十八歳未満の児童を二人以上養育している方で収入が一定の額未満の場合に二番目の児童から支給されます。なお、自分のお子さんでなくても、その児童を監護し、一定の生計関係があれば受給できる場合があります。また、義務教育就学前の児童には、病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため就学困難と認められ、現に就学していない児童が含まれます。

○児童手当の額

二番目の児童には月額二五〇〇円、三番目以降の児童には月額五〇〇〇円が、義務教育就学まで支給されます。

○請求方法

昭和六十三年四月一日に新しく対象となる方は三月三十一日までに住民課保健福祉係で認定請求手続をして下さい。

また、現在受給中で新たに二番目の児童が対象となる方は、額改定請求の手続をして下さい。

尚、今年四月に支給対象児童が義務教育就学により、受給権が無くなる方は、職権により受給権を抹消しますので御確認下さい。（二～三月分は、六月支払い期に支払の予定です。）

❖児童手当を受給中の方が転出、転入される場合は、届出をして下さい。

ご寄贈ありがとうございました

高橋寅蔵（上曲通）から村のために役立てて欲しいと一〇万円と紙オムツ八梱を頂きました。

ご芳志にお礼申し上げ、有効に活用させていただきます。

昨年中は地域の方々から生花や季節どきの枝豆、もち米、マユ玉など沢山の寄贈をいただきました。あらためてお礼を申し上げ、今後一層職員一同地域の皆様からよろこんでもらえる保育園にしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

一生懸命に。

泉田紀さん四八才（上曲通）は、去る昭和五十八年一月二十五日不幸にも労災事故により脊椎負傷、下半身おろか腕関係までもが動かすことのできない体となってしまいました。

しかし、左記にある一枚の手紙が役場あてに送られてきました。泉田さんにとって、手紙一枚書くことがどれ程大変なことか……　手紙の中で泉田さんは言っています。

今日の自分があるのは、大勢の人達のはげまし、力があったからこそだと言っています。それにまして一番大きな力は、泉田さん本人の強い精神力があったからであり、生きることへの強い精神力でしょうか。「これからも、たくさんのはげましの力を泉田さんにお願いします」泉田さんの今後に期待し、見守り続けていきたい次第です。

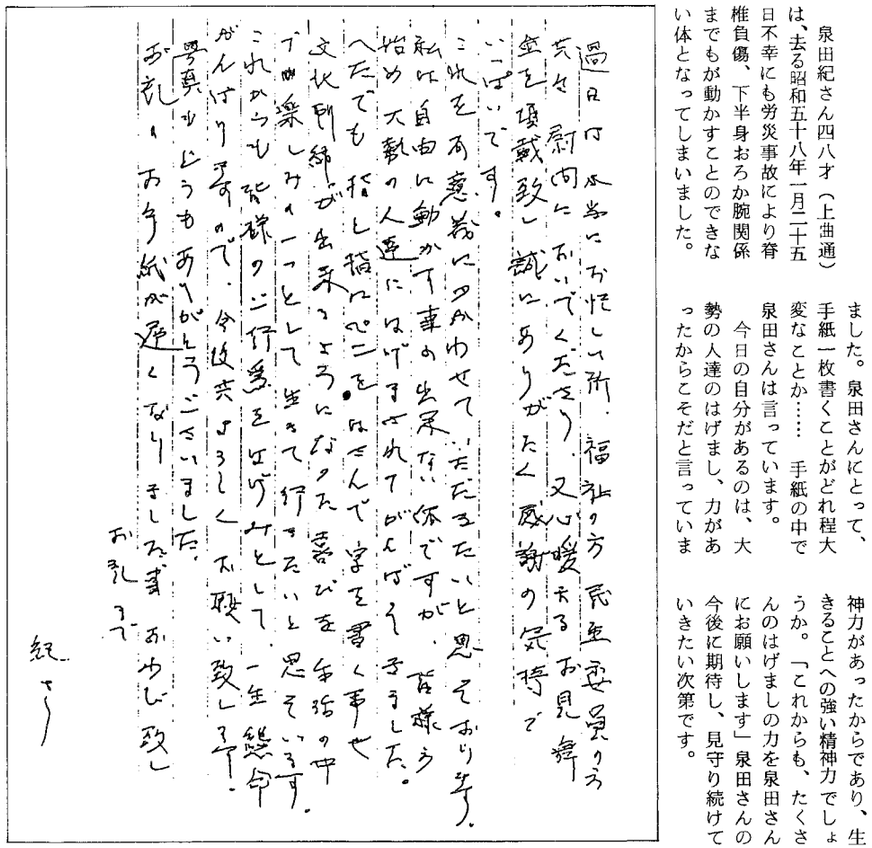

過日は本当にお忙しい所、福祉の方、民生委員の方々、村内に訪問して下さり、又心暖まるお見舞、弔金を頂戴致し誠にありがたく感謝の気持でいっぱいです。

これを有意義につかわせていただきたいと思っております。

私は自由に動かす事の出来ない体ですが、皆様方始め大勢の人達にはげまされてがんばって来ました。

へたでも拙い字でこの手紙を書く事も文化別館が出来るようになった喜びを手足の中で楽しみ一つとして生きて行きたいと思っています。

これからも社会の一員として一生懸命がんばりますので、今後共よろしくお願い致します。

冥土というもの有りがたいものでございました。

お礼、お手紙が遅くなりました。

お許しください。

紀さ～

確定申告はお早目に

月潟村の納税相談日

3月3日(木)

巻税務所

午前／9時～正午
午後／1時～5時

縦覧期間を変更

固定資産課税台帳

例年、固定資産課税台帳は三月一日から三月二十日までの二十日間、縦覧に供しておりますが、昭和六十三年は評価替えのため、縦覧期間を次のとおりに変更いたしましたのでお知らせします。

縦覧期間

四月八日(金)～四月二十七日(水)までの二十日間。

正しい知識、正しい申告